

第198回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：令和3年1月14日（木）

午後1時30分から午後2時28分まで

場 所：県行政庁舎4階 特別会議室

○次第

1 開 会

2 報 告

第197回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議案審議（1件）

議案第2377号 石巻広域都市計画道路の変更について

4 閉 会

○出席委員

伊藤 惠子	株式会社はなやか代表取締役
内田 美穂	東北工業大学工学部教授
佐藤 美砂	弁護士
志水 田鶴子	仙台白百合女子大学准教授
千葉 琢夫	宮城県住宅供給公社常務理事
舟引 敏明	宮城大学事業構想学群教授
吉田 朗	東北芸術工科大学教授
内田 幸雄	農林水産省東北農政局長（代理）
梅野 修一	国土交通省東北地方整備局長（代理）
千野 啓太郎	宮城県警察本部長（代理）
伊藤 康志	宮城県市長会会長（大崎市長）（代理）
佐藤 仁	宮城県町村会会長（南三陸町長）（代理）
庄田 圭佑	宮城県議会議員
枡 和也	宮城県議会議員
鈴木 勇治	宮城県市議会議長会会長（仙台市議会議長）
大橋 昭太郎	宮城県町村議会議長会会長（美里町議会議長）

（以上16名，敬称略）

○審議結果

- ・議案第2377号 石巻広域都市計画道路の変更について

【議決】 原案を承認する。

1 開会

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） ただいまから第198回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

議事に入ります前に、委員の改選がございましたので、御紹介いたします。お手元の委員名簿の右端の備考欄を御覧下さい。宮城県議会議員の庄田圭佑委員です。続きまして、宮城県議会議員の柘和也委員です。

（1）会議の成立

○事務局（武内都市計画課課長補佐（総括担当）） はじめに、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、16名の委員の御出席をいただいております。定足数の10名を超えておりますので、都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

ここで傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、遵守いただきますようお願い申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は事務局からマイクをお渡ししますので、恐縮でございますが、挙手いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の配付資料について御説明申し上げます。委員の皆様には、事前に議案書、議案書（別冊）をお渡ししております。また、机上に座席図、委員名簿、参考資料、参考資料（別冊）として仙南地域広域景観計画と仙南地域広域景観マスタープラン、最後に第197回審議会議事録を配布しております。資料に不足はございませんでしょうか。

それでは、審議をお願いしますが、会議の議長は、都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、会長が行うことになっておりますので、舟引会長、これ以降の進行をよろしく願いいたします。

（2）議事録署名人の指名

○舟引議長 それでは本日もよろしく申し上げます。初めに、本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。吉田朗委員と柘和也委員をお願いいたします。

2 報告（第197回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について）

○舟引議長 次に、第197回の審議会における議案の処理結果について、事務局から報告願います。

○事務局（大宮都市計画課長） お手元の議案書の3ページを御覧ください。前回御審議いただいた議案でございます。前回、第197回の審議会におきまして、議案第2375号「石巻広域都市計画公園の変更について」及び議案第2376号「仙南地域広域景観計画の策定について」の2件を御審議いただきました。

2件の議案については、処理結果の欄に記載のとおり、所定の手続きをすべて完了しております。
なお、議案第2376号については、欄外に計画策定に至る告示までの経過を記載しておりますので、御覧ください。議案第2376号は、良好な景観の形成を図るために策定する仙南地域広域景観計画について、景観法の規定により、都市計画審議会の御意見を伺った議案でありました。

4ページをお開きください。

前回の都市計画審議会でおいただきました御意見を本議案書の4ページから8ページまでのとおり、表の左の欄に「意見の要旨」として整理し、県の「対応方針」を右の欄に記載したものを令和2年11月19日の宮城県景観審議会でご報告しております。一例を申し上げますと、7ページの下【景観形成に取り組むメリットについて】に記載のとおり、景観形成の取組がもたらす経済的メリットや地域産業の振興の効果についても記述すべきとの御意見をいただきました。このため、仙南地域の景観形成に関する上位方針である仙南地域広域景観マスタープランに所要の修正を加えております。

本日、参考資料（別冊）として配布いたしました、マスタープランの1ページをお開きください。マスタープラン1ページの中段、第4段落には、従来から観光客の誘客に取り組んでおり、最近の移住、ワーケーションなどの動きも踏まえると、仙南地域は観光誘客にとどまらない可能性を有しているといった、経済的メリットに係る記述を追加いたしました。また、第5段落には、観光振興や関係人口創出の視点を持ちながら景観形成に取り組むことで、地域活力の維持や地域産業の振興など、多岐にわたる効果についても期待される旨の記述を追加いたしました。この他にも、必要に応じて修正を加えております。

本議案書3ページにお戻りください。ただ今御説明しましたような修正を加えた計画案について、景観審議会でご審議が行われ了承されたことから、12月11日に計画を策定し公表したところです。なお、届出に関する周知期間を考慮し、今年の7月1日から計画を施行することとしております。

以上が、前回の都市計画審議会後の経過であります。参考資料（別冊）として配布いたしましたマスタープランと計画書につきましては、後ほど御覧いただければと思います。

前回議案の処理報告については、以上でございます。

○舟引議長 以上の報告について、御質問等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○舟引議長 それでは、以上で第197回の審議会における議案の処理結果についての報告を終わります。

3 議案審議

○舟引議長 続いて、議案審議に入ります。本日、審議する議案は、議案第2377号の1件となっております。円滑な議事運営に努めて参りますので、御協力をお願い申し上げます。

それでは、議案第2377号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局から議案の内容を説明願います。

議案第2377号 石巻広域都市計画道路の変更について

○事務局（大宮都市計画課長） それでは、議案第2377号について、御説明いたします。

お手元の議案書の9ページを御覧ください。議案第2377号は石巻広域都市計画道路の変更についてで、宮城県決定でございます。

1枚おめくりいただきまして、議案書10ページを御覧ください。今回の変更は、都市計画道路3・3・5号河南川尻線を3・6・5号河南川尻線に名称を改め、その他、こちらの計画書のとおり変更を行うものです。詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

議案書11ページを御覧ください。こちらは石巻広域都市計画区域のうち、今回の変更案を図示した総括図となっております。図面上が北となりまして、図面左側が東松島市方面、右側が女川町方面となっております。図面真ん中の上から左斜め下へ青い線を通っておりますのが、三陸縦貫自動車道で、市街化区域内に石巻河南インターチェンジがあります。石巻市街地の真ん中を旧北上川が流れており、河口の左側が石巻港、右側が石巻漁港となっております。図面左側の凡例にありますとおり、ピンク色が既決定の区域、赤色が追加する区域を示しており、黄色が廃止する区域となります。今回変更する河南川尻線の起点から終点までを上側に引き出し線で旗揚げしまして、起終点の位置、延長、車線数、代表幅員、構造形式を明示しております。既決定の河南川尻線は図面中央で、黄色で旗揚げしている石巻市須江字山崎前を起点とし、石巻河南インターチェンジを経由し、さらに石巻市の中心市街地を東へ進み、旧北上川を渡り、石巻漁港背後で終点となる石巻市鹿妻南四丁目に至る、延長約11,890m、車線数4車線、幅員25mの都市計画道路となっております。また、本路線の起点側は国道108号と重複しております。

今回の変更は、起点位置を図面左上の石巻市北村字七工区西まで延伸するものです。既決定の起点から今回変更する起点までの延伸する区間については、現在の国道108号と別線のバイパスとなり、既成市街地である石巻市広瀬地区を大きく迂回する計画としており、幅員8.5m、2車線の盛土構造の道路となっております。

最初に今回の都市計画変更の理由について御説明申し上げます。参考資料1ページをお開きください。左側は、今回、河南川尻線及び延伸する区間となる国道108号に関する上位計画や関連計画での位置づけを明示したものとなります。上段の囲いを御覧ください。県が定める石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、国道108号は、他都市圏との人的・物的交流を活発化させる広域的な道路ネットワークの整備を推進するとしております。下の図は、整備、開発及び保全の方針の都市づくりの基本方針ですが、河南川尻線が、沿岸部と内陸部を結ぶ主要幹線道路として明示されております。下の囲いを御覧ください。石巻市の石巻市都市計画マスタープランでは、国道45号、国道108号、国道398号のほか、主要な県道は、まちの拠点等を結ぶ地域ネットワークの軸と位置づけ、さらなる道路整備や市内地域間における連携強化を目指すとしております。

以上のとおり、国道108号は、石巻広域都市計画区域内はもとより、他都市圏との広域的な東西交通軸を形成する上で重要な役割を担うとされております。

参考資料2ページをお開きください。次に、河南川尻線の都市計画変更の経緯及び現状の整備状況を御説明申し上げます。下側の旗揚げを御覧ください。これまでの都市計画決定の経緯を示しております。石巻市の都市計画道路網は、昭和41年に、産業進出や人口増加の状況を踏まえ大きく

見直され、現在の基となる道路ネットワークが形成されております。旗揚げのとおり河南川尻線は昭和41年に起点を当時の石巻市と河南町の行政界となる石巻市蛇田字境塚、終点を石巻漁港背後の石巻市鹿妻南四丁目とする延長10,540m、幅員18mの都市計画道路として、決定されています。20年後の昭和61年には、三陸縦貫自動車道の延伸と併せ石巻広域都市計画道路網の見直しが行われ、河南川尻線については、起点を石巻市須江字山崎前まで延伸し、延長を11,810m、幅員は交通量の増加に対応し、22mに変更しております。また、平成26年には、東日本大震災からの復興のため、石巻市震災復興基本計画に基づき、一部の線形と幅員及び延長の変更を行っております。

次に、整備状況について御説明申し上げます。左側中段の凡例を御覧ください。黒色の着色が整備済区間、灰色の着色が概成済区間となっており、赤色の着色が未整備の区間を示しております。御覧のとおり、図面中央、石巻河南インターチェンジ周辺から東側については、整備済若しくは概成済となっております。また、旧北上川東側の概成済区間につきましては、復興事業で現在整備中でございまして、完了の見込みが立っている区間となります。その反対側、石巻河南インターチェンジ周辺から西側は未整備区間となっており、しらさぎ台ニュータウン付近までの既決定区間は、国道108号と重複し、現道を拡幅する区間、その先が今回の変更で延伸する区間となります。これら未整備区間については、地域住民や事業者等から早期の整備が求められていることから、国土交通省では、平成29年度から事業実施に向けた調査を進めており、県では、今回、ルートを確認するため、都市計画変更を行うものです。

以上を踏まえ、今回の都市計画変更の理由について御説明します。

参考資料1ページにお戻りいただきまして、右側を御覧ください。赤色及びピンク色で示しているのが河南川尻線、緑色の線が国道108号となります。上側の引出しに示した延伸区間と既決定区間の境当たりから、黒い線で海側に延びているのが、河南石巻工業港線となります。この図のとおり、既決定の河南川尻線及び延伸区間は、図面黄色の矢印のとおり、市街地相互の連携を担うとともに、赤矢印のとおり隣接都市圏と石巻市街地との人的・物的交流、青矢印のとおり河南石巻工業港線を経由しまして、内陸部と石巻港や沿岸部の工業地域との物的交流機能を有しており、広域的な道路ネットワーク機能の強化を図る必要があります。このため、下の緑の囲いの2つ目のとおり、蛇田地区から河南石巻工業港線交差点までの既決定区間は、将来交通量や周辺土地利用状況から現計画を踏襲し、線形不良箇所解消及び歩道の設置による安全性の確保を図ることとしております。また、その下3つ目のとおり、河南石巻工業港線交差点から起点までの延伸区間は、2車線の盛土構造の道路を別線で設けることにより、将来交通量、広域交通需要への対応及び他圏域との連携強化、高速交通の整備や利便性の向上を図るものです。

次に変更内容の詳細について御説明します。議案書10ページを御覧ください。併せまして、参考資料の3ページを御覧ください。今回の都市計画変更は、名称、幅員、車線数、構造形式など、多岐にわたりますので、最初に参考資料で御説明します。参考資料には、今回新たに定めます構造形式の区間や、区間毎の延長や幅員、車線数を明示しております。また、左下には、都市計画の計画書の決まり事を記載しておりますので、そちらを先に御説明します。まず、名称ですが、都市計画道路には、3・3・5号のように3つの数字で番号をつけておりますが、ここに記載のとおり、その番号はそれぞれ、道路区分、幅員の規模、一連番号を意味しております。また、幅員の規模の番号は、当該路線の内、最も延長の長い幅員の番号をつけることになっております。今回の河南川

尻線の都市計画変更では、変更前は黄色で示したとおり幅員25m区間が一番長かったため、3・3・5号としておりましたが、今回の変更により、赤の幅員8.5m区間が最も延長が長くなりましたことから、名称の番号を3・6・5号に変更するものです。また、代表幅員も同じく、最も長い区間の8.5mに変更します。車線数についても、同じ考えで、今回追加する2車線区間が4車線区間より長くなるため、代表車線数を4車線から2車線に変更しております。また、構造形式で新たに加える嵩上式とは、参考資料の下にありますとおり、道路面が地表面より概ね5m以上高い区間が350m以上連続している区間のことで、今回の変更では、図面の新たな起点付近の5,460mが嵩上式となります。

議案書10ページにお戻りください。以上の整理から、今回は備考欄にゴシック体で示した内容の変更を行うものです。延長は、変更前11,890mから17,640mに変更いたします。変更理由については、先ほど御説明したとおりです。

再度、議案書11ページを御覧ください。次に、今回の変更の詳細につきまして、青色の破線で囲っている区域毎に左上のNo.1から順に御説明いたします。

参考資料4ページをお開きください。緑色の着色が現道の国道108号、赤色の着色が今回追加する区域となり、現道に摺り付いたところが新たな起点となります。左下に、この区間の標準横断面図を示しております。幅員構成は、3.5mの車線が2車線で路肩を含めた合計で8.5mとなり、道路構造は盛土構造となります。交通の主方向が新たに決定する河南川尻線となることから、現道の国道108号を河南川尻線に摺り付けるよう交差点を設けます。

参考資料11ページを御覧ください。参考資料4ページの交差点1の計画図となります。石巻市方面、下へ向かう車線に右折レーンを設けることから、左上のA-A断面のとおり、幅員は合計で11.5mとなります。また、大崎方面、上へ向かう車線には、左折レーンを設けることから、右中段のC-C断面のとおり、幅員は合計で14.5mとなります。

次に、参考資料5ページを御覧ください。議案書11ページの青色破線囲いのNo.2のアップの図面となります。赤く着色している区域が、追加する区域となります。図面右下に茶色で着色しているのが、石巻市広瀨地区の市街化区域となります。左下に、この区間の標準横断面図を示しておりますが、この区間は主に切土区間となります。幅員は、先ほどの区間と同じ8.5mとなります。1枚おめくりいただいて、参考資料6ページを御覧ください。議案書11ページNo.3のアップの図面となります。図面中央付近、広瀨地区の東側で、国道108号へ接続しているのが、現道の国道108号への出入口のランプとなります。ランプの詳細については、参考資料9ページで御説明申し上げます。参考資料9ページをお開き願います。本線の左側で国道108号に接続しているのが、河南川尻線の石巻方面から広瀨地区へ向かう出口となり、本線の右側で国道108号に接続しているのが、広瀨地区から、石巻市方面へ向かう入口となります。左下、A-A断面及びB-B断面の横断面図を御覧ください。ランプの幅員は合計で5.5mとなります。

次に、戻りまして参考資料7ページを御覧ください。議案書11ページNo.4のアップの図面となります。河南川尻線は、ピンク色の既決定区間は、現道を拡幅し、既決定の起点から、現道の国道108号と離れ、別線のバイパス構造となります。図面上にA-A断面の標準横断面図、左下にはB-B断面の標準横断面図を示しております。A-A断面の幅員は、先ほどと同じ、合計で8.5mとなり、B-B断面の幅員は、両側に3.5mの自転車歩行者道、3.25mの車線が片側2車線で、中央分離帯と路肩を含め合計で22mとなります。この区間については、10ページに、さ

らに詳細な図面を用意しております。参考資料10ページをお開きください。右下が河南石巻工業港線との交差点となります。既決定では、ここで現道の国道108号に摺り付ける計画となっておりますが、今回の変更により、別線として現道の南側に盛土構造の道路とすることから、既決定区域に新たに追加する区域及び廃止する区域が生じます。C-C断面を御覧ください。

C-C断面では、追加する区域が大きく変化しておりますが、ここは、4車線から2車線への変化点で本線から現道に取り付く道路が計画されております。

参考資料12ページを御覧ください。参考資料7ページの交差点2の計画図となります。右下の凡例にありますとおり、ピンク色が既決定の区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域となります。図面右下に向かう路線が河南川尻線、交差点から南に向かうのが、河南石巻工業港線となり、北に向かうのが山根茄子川線です。今回の変更は、震災以降の河南石巻工業港線の交通需要の高まりを踏まえ、セミトレーラが安全に走行できるように巻き込みの形状を見直すとともに、歩行者等の安全確保のため、横断歩道の位置の見直しを図ったことから、隅切部の区域の変更を行うものです。

図面左側、A-A断面を御覧ください。ここは右折レーンを設けますが、片側歩道区間となることから、幅員は合計で21.5mとなります。また、ここから、起点側に向けて、バイパス区間となるため、摺り付けの関係などから、新たに追加する区域及び廃止する区域が生じます。図面右側中段のC-C断面を御覧ください。都市計画決定幅22m区間の標準横断面図となります。B-B断面を御覧ください。ただ今御説明した、幅員構成に3mの右折レーンを設けることから、幅員は合計で25mとなります。

参考資料8ページを御覧ください。No.5のアップとなります。図面左下、A-A断面を御覧ください。交差点3から西側の既決定区間の標準横断面図となり幅員は合計で22mとなります。B-B断面を御覧ください。ただいま御説明しましたA-A断面と幅員構成はほぼ同じですが、市街化区域内であることから、自転車歩行者道を4.5mとし、中央分離帯と路肩を含め幅員は合計で25mとなっております。交差点3が県道石巻鹿島台色麻線との交差点で、今回新たに交差点を設けることから区域を追加するものとなります。参考資料13ページを御覧ください。参考資料8ページの交差点3の計画図となります。交差点は、丁字の交差点となり、石巻方面、右下へ向かう方向に右折レーンを設けるため区域の追加及び歩道部の隅切りの追加が必要となります。図面左中段のA-A断面、右上のC-C断面を御覧ください。交差点付近の横断面図となり、幅員は合計で25mとなります。

以上で、議案第2377号に関する説明を終わりますが、本議案につきましては意見書が提出されておりますので、都市計画法第18条に基づき、意見書の要旨を本審議会に提出し、御説明をさせていただきます。議案書別冊の1ページをお開きください。本議案には、意見書が1件提出されております。提出者は石巻市蛇田字南久林の住民の方でございます。要旨としましては、「道路工事の早期着工を要望する」との御意見でございます。理由を、3点挙げてございます。

1点目としまして、「自宅等が都市計画道路区域内にあるが、高齢のため、引っ越しに伴う作業等が大変な労力となる」とされております。2点目としまして、「蛇田地区の現道は見通しの悪い箇所が3か所あり、歩道の無い区間もあることから、大事故の発生が懸念される」とされております。3点目としまして、「女川原発での事故発生時には、重要な避難路である」とのことです。1枚おめくりいただき、2ページをお開き下さい。こちらは、御意見の内容を示した図面となります。

図面真ん中、青色の四角でくくった範囲が意見書のございました箇所となり、右側に拡大図を示しております。ピンク色の区域が河南川尻線の区域となり、緑色の着色が国道108号の現道となります。旗揚げのとおり、この区間は、既決定でございますが、未整備の区間となっております。赤い丸で3つ示しておりますが、ここが現道の狭隘なカーブが連続する線形不良箇所となっております。都市計画案では、当該区間の北側を緩やかなカーブで結ぶ計画となっております線形不良が解消されることとなります。次に、歩道の設置状況ですが、赤の旗揚げのとおり、西側から①片側歩道区間、②歩道未整備区間、③片側歩道区間となり、それぞれの区間の断面図を、左の横断図に上から順に示しております。右側には、都市計画決定の横断図を示しております。1ページにお戻りください。この意見に対する都市計画決定権者の見解としては、本意見は、事業の早期着工を求めるといふ、事業に関する意見のため、要旨を事業者である国土交通省に伝えることと考えております。また、個別の理由に対する見解としては、1つ目の理由に対しては、要旨と同じで、事業者である国土交通省に伝えることとします。2つ目の理由に対する見解としては、本都市計画案は、ただ今御説明申し上げましたとおり現道である国道108号の線形不良箇所等を改善する計画であるため、道路の安全性は向上するものと考えております。3つ目の理由に対する見解としては、石巻市では、原子力災害時における石巻市広域避難計画において国道108号を一次避難経路として設定していることから、御意見のとおり万が一、女川原発で事故が発生した場合には重要な避難道路となると考えております。

なお、事業者である国土交通省では、今後、早期の事業着手を目指しており、事業実施段階では、関係者に対し丁寧な説明を行いながら事業を進めていくと伺っております。

以上で、議案第2377号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○舟引議長 事務局からの説明に、委員の皆様から御意見・御質問はございませんか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 今回の議案は、国道108号のバイパス化に伴う計画変更ということではよろしいですか。

○事務局（大宮都市計画課長） はい。

○吉田委員 変更については、異論ございません。今回の路線が接する広瀨地区の生活幹線道路は国道108号であると思いますが、この広瀨地区には都市計画道路が設定されていないため、国道108号は今後、生活幹線道路として残るかどうかを教えてください。次に、河南西中学校東側の延伸する起点部が2車線となっておりますが、現道の国道108号と同様の規格で摺り付くと考えてよろしいのでしょうか。また、質問の内容が少し逸れますが、石巻市都市計画マスタープランの策定が、平成21年3月になっていますが、震災後に見直しているということはないのでしょうか。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（大宮都市計画課長） まず、国道108号の現道については、長トリップの交通がバイパスを通ることになり交通量が減少します。また、生活道路としては残すことになりまして、交通の

分担を図るものになります。

次に、起点部の幅員につきましては、起点部までの現道の国道108号は幅員8m以下の区間が何か所かありますが、今回の計画案では幅員8.5mの現道位置に摺り付けたものになります。

次に、石巻市都市計画マスタープランにつきましては、説明でも申し上げましたが、震災復興は石巻市震災復興基本計画が定められ進められておりますので、都市計画マスタープランは、今後、変更が行われるものと思われまます。

○吉田委員 よろしいでしょうか。

○舟引議長 どうぞ。

○吉田委員 石巻市都市計画マスタープランに関して確認があります。参考資料1ページに記載の石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針では、主要地方道として矢本河南線が記載されていますが、石巻市都市計画マスタープランには、矢本河南線は広瀨地区に関わる路線として取り上げられているのか、または、震災後に断念しているのか教えてください。広瀨地区に都市計画道路が設定されていないことが気になっておりまして、何か理由はあるのでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 分かりにくい資料構成になっており申し訳ございませんが、石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、県が策定している計画となります。一方で、石巻市都市計画マスタープランは、石巻市が策定している計画でありまして、文面のみ記載しております。矢本河南線につきましては、都市計画決定しておりませんが、主要地方道として既に整備済みとなっております。

○吉田委員 広瀨地区に都市計画道路が設定されていない理由を教えてください。現道の国道108号を生活道路として位置付けるお考えはあったのでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 現道の国道108号は大型車の通行に困難を来しておりましたので、今回の計画案のとおりバイパス化することで、解消が図られるものと考えております。これにより、現道の国道108号は、生活道路としては十分な機能を果たせると考えますので、改めて都市計画決定することは考えておりません。

○舟引議長 事務局は、県又は市が決定する都市計画道路について、その違いを説明してください。

○事務局（大宮都市計画課長） 都市計画道路の決定主体については、基本的には、国道及び県道は県決定で、市道は市決定という区分となります。数としては、市決定の道路の方が多くなります。マスタープランでは、単に県決定か市決定かを書き分けているわけではなく、県マスタープランであれば、市決定の都市計画道路も含めてどのような道路網が理想かを市の考えも踏まえ定めておりまして、一方で、市マスタープランでは、国道及び県道も市のまちづくりの観点からどうあるべきかが記載されているものとなります。

○舟引議長 吉田委員，よろしいでしょうか。

○吉田委員 はい。

○舟引議長 そのほか，いかがでしょうか。千葉委員，お願いします。

○千葉委員 2点，お伺いします。まず，参考資料1ページの変更理由で，既決定区間は4車線で将来交通量は1日当たり12,600台とされておりますが，今回追加する2車線区間の将来交通量については，どの程度を見込んでいるか教えてください。次に，意見書にもありました歩行者道路について確認があります。歩行者道は，広瀨地区までの未整備区間は現道の国道108号も活用して整備するように見て取れますが，延伸する起点部近くにある中学校や公共施設の近辺では，整備するのでしょうか。

○舟引委員 事務局，お願いします。

○事務局（大宮都市計画課長） まず，将来交通量につきましては，現道を拡幅する区間においては，1日当たり13,100台を見込んでいることから，4車線が必要と考えております。また，広瀨地区東側から北側へ延びるバイパス区間においては8,300台，広瀨地区の中を通る国道108号が4,100台を見込んでおり，それぞれ交通の分担を図ります。バイパス区間は8,300台のため，見合う車線数としては2車線と考えております。次に，延伸する起点部付近の歩道の整備につきましては，交差点部は今回の事業で整備されることとなりますが，現道の国道108号に摺り付く部分に大きな変更を加えるということは，事業者である国土交通省からは伺っておりません。

○舟引議長 千葉委員，どうぞ。

○千葉委員 現道の国道108号に歩行者道は設置されていますか。

○事務局（大宮都市計画課長） 延伸する起点部付近には，現状，歩行者道はございます。

○千葉委員 歩行者，特に子ども達の通学で使用されると思いますが，歩行者の交通の安全は確保されると考えてよろしいでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 延伸する起点部については，最も課題が少ない位置を考え，現状で歩行者道がある部分に摺り付けた計画としております。広瀨地区を通る国道108号では，狭い歩行者道を有する区間も一部あるかと思いますが，先ほど申し上げましたとおり，交通の分担が図られるものと考えております。

○舟引議長 千葉委員，よろしいでしょうか。

○千葉委員 はい。

○舟引議長 事務局の説明では、単にバイパス区間と言われましたが、自動車専用道路に関することの説明がありませんでしたので、どの区間が自動車専用道路となる予定で、どこの歩行者道が残るかを説明してください。

○事務局（大宮都市計画課長） 厳密に申し上げますと、計画案ではバイパス区間は自動車専用道路ではなく、今後、公安委員会との協議を経て、専ら自動車の交通の用に供する道路の制限を行うことを予定しています。ですので、基本的には、自動車は専らバイパス区間を通行していただき、自転車や歩行者は現道の国道108号を通行していただくことを想定しております。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。大橋委員，どうぞ。

○大橋委員 今回の計画案は、石巻新庄道路の一部ということでよろしいでしょうか。沿線自治体では、石巻・新庄地域高規格道路建設促進期成同盟会を通じて、早期整備に向けた要望を長年してきたところであります。このため、沿線自治体とはどのような協議がなされているかお伺いします。

○事務局（大宮都市計画課長） 石巻新庄道路が区間の一部として含まれる、いわゆる、みちのくウエストラインが地域高規格道路として計画されていることは承知しております。しかし、今回の計画に関する路線が、みちのくウエストラインの一部区間に該当するかどうかは存じておりません。本計画では地域高規格道路となっておりますが、将来的にどのような扱いになるかは伺っていないところであります。ただし、今回の計画に基づき道路が整備されることによって、大崎市方面、新庄市方面へのアクセス向上が見込まれるものと考えております。国土交通省は、道路整備に当たり、地元の石巻市、大崎市へ十分な説明を行うこととしておりますので、理解は得られているものと認識しております。

○舟引議長 大橋委員，よろしいでしょうか。

○大橋委員 はい。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○吉田東北農政局農村計画課長（内田幸雄農林水産省東北農政局長（代理）） 今回の路線が通る地域に、農地整備を行っている農村地域復興再生基盤総合整備事業広瀬沼地区がありまして、今年度完了予定となっております。今回、事業計画が明らかになりましたが、地元も含めて農政の事業との細かな調整が数多く必要と報告を受けています。よって、今後は農政サイドとの調整、適切な対応について、よろしくお願ひします。

○舟引議長 事務局どうでしょうか。

○事務局（大宮都市計画課長） 議案書の11ページを御覧ください。ほ場整備が行われている広瀨沼地区は、広瀨地区北側を通るバイパス区間の更に北側の都市計画区域外にあり、今年度に完了予定であることは承知しております。今回のルート確定に当たりましては、この地域で他にも行われているほ場整備も考慮し、なるべくほ場整備への影響が小さくなるように計画されておまして、御理解が得られているものと考えております。ただし、おっしゃったように、実際に事業を進めていく上では、地元との丁寧な調整が求められますので、その旨を事業者である国土交通省へ申し伝えます。

○舟引議長 このようなことですが、よろしいでしょうか。

○吉田東北農政局農村計画課長（内田幸雄農林水産省東北農政局長（代理）） はい。

○舟引議長 国土交通省もしっかりした対応をよろしくお願いいたします。

○外崎東北地方整備局仙台河川国道事務所副所長（梅野修一国土交通省東北地方整備局長（代理））
はい。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。どうぞ。

○宮脇県警交通規制課長（千野啓太郎宮城県警察本部長（代理）） 参考資料12ページに記載の交差点について質問いたします。横断歩道の廃止、新たな設置については異論ございません。しかし、横断歩道は最短で設置することが原則ですが、計画図では、新たな横断歩道は斜めに設置されるように見受けられます。最短、つまり道路に対し直角に設置する理由は、乱横断を防止する観点から、なるべく歩行者が横断歩道に留まる時間を少なくすることにあります。この点に関して、県警との協議はこれからですので、しっかり調整をお願いします。

○舟引議長 事務局、お願いします。

○事務局（大宮都市計画課長） 参考資料12ページを御覧ください。震災後、河南石巻工業港線の側に須江工業団地が整備され、大型車の交通量が増加していることを踏まえ、計画図では廃止する黄色の区域から追加する赤色の区域のとおり、隅切りを緩やかに変更することとしております。この形状変更に合うように横断歩道を設置するわけですが、御指摘のとおり、できるだけ横断歩道が短くなるよう定めたところ、斜めになっている箇所がございます。詳細な設計の際には、県警の御意見もいただきながら検討してまいります。

○宮脇県警交通規制課長（千野啓太郎宮城県警察本部長（代理）） 大型車の通行に対応することについては理解しております。今後とも、調整についてよろしくお願いいたします。

○舟引議長 そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それではお諮りいたします。議案第2377号について、原案のとおり承認することに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○舟引議長 御異議ないものと認め、本案については原案のとおり承認することに決定いたします。

【議決】議案第2377号：原案のとおり承認する。(賛成16名, 反対0名)

○舟引議長 以上で、本日予定していた審議案件はすべて終了いたしました。事務局から、何かありますか。

○事務局(本間都市計画課課長補佐) 次回の開催予定について御案内します。今回は、令和3年3月26日金曜日の開催を予定しております。時間は午前10時から正午までを見込んでおります。詳細につきましては、後日改めて連絡を申し上げます。

4 閉会

○舟引議長 それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。御協力ありがとうございました。

○事務局(武内都市計画課課長補佐(総括担当)) 以上をもちまして、第198回宮城県都市計画審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

令和3年1月14日(木)午後2時28分 閉会